

第 2 回 JSP0 国体発第 118 号
令和 2 年 9 月 29 日

加盟都道府県体育・スポーツ協会
中央競技団体
事務局長 様

公益財団法人日本スポーツ協会
事務局長 根本 光 憲
(会 印 省 略)

国民体育大会関係決定事項等について（通知）

平素より当協会スポーツ推進事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般 9 月 1 日付第 2 回 JSP0 国体発第 93 号文書により文書提案いたしました令和 2 年度第 2 回国民体育大会委員会において、下記の件について決定しましたので通知いたします。

なお、資料につきましては、日本スポーツ協会 HP にて PDF 版を公開いたします。

以下のページからダウンロードの上、ご参照ください。

URL : <http://www.japan-sports.or.jp/kokutai/tabid/1067/Default.aspx>

【決定事項】

1. 開催基準要項の改定について

(1) 国民体育大会デモンストラレーションスポーツ実施基準の改定について…………… 資料No.1-1

- 提案のとおり承認された。

<改定内容>

標記基準に関し、従来、「当該大会開催年度の 4 月 1 日以降、大会の会期内で開催すること」としている、

5. 実施時期について、今回の新型コロナウイルス並びに東京オリンピック・パラリンピックの延期による対応や、今後同様なケースに置いて、柔軟な対応を進めるべく、文頭に「原則として」を追記。

2. 第 76 回冬季大会の参加資格、年齢基準等の解釈・説明について

(1) 新型コロナウイルス感染症に伴う参加資格の特例措置について…………… 資料No.2-1

- 提案のとおり承認された。

<主な内容>

- ① 既に終了している本年冬に開催した第 75 回冬季大会について、競技別成績・参加出場歴に関して全競技確定とする。冬季大会と本大会を合わせた第 75 回大会総合成績の取扱および第 75 回本大会に関する参加資格の取扱については引き続き検討を行う。
- ② 第 76 回冬季大会に係る参加資格の特例措置（所属都道府県の選択）について、資料記載の 2 点の特例措置の設置。
- ③ 「勤務地」における「主たる勤務実態」について、勤務形態の多様化や新型コロナウイルス感染症に伴う通勤制限等を考慮し、テレワーク勤務等を行う場合、その勤務日についても総労働日数に含むものとする。」旨を明記。

(2) 参加資格、年齢基準等の解釈・説明について…………… 資料No.2-2

- 提案のとおり承認された。

＜主な変更点＞

- ・日付等について、第76回大会に合わせて変更。
- ・本大会と冬季大会とで基準となる年度・期日等が異なるもの（例：結婚または離婚に係る「例外適用」等）について、それぞれの基準となる年度・期日を修正したこと。
- ・ふるさと選手制度について、卒業小学校の選択を追記したこと。
- ・冬季大会については、「新型コロナウイルス感染症に伴う参加資格の特例措置」に関する記載を追記したこと。

3. 第76回冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（愛知県・岐阜県）関係について

- (1) 大会参加章の意匠について…………… 資料No.3

- 提案のとおり承認された。

4. 第76回冬季大会スキー競技会（秋田県）関係について

- (1) 予選会免除対象大会…………… 資料No.3

- (2) イベント事業の実施について…………… 資料No.3

- 提案のとおり承認された。

5. 第76回本大会（三重県）関係について

- (1) 大会参加章の意匠について…………… 資料No.3

- 提案のとおり承認された。

- (2) 競技別会期及び競技会場の変更について

- 提案のとおり承認された。

＜主な変更点＞

- ① レスリング・柔道の競技別会期および競技会場について、資料記載の通り変更。
- ② バスケットボール・なぎなたの会場について、資料記載の通り変更。
- ③ ホッケー競技、弓道競技の近的および綱引競技について、ネーミングライツによる、会場の名称の変更。
- ④ ソフトボール競技について、2会場のうち1会場を使用せず競技会運営が可能のため、日程の変更。

6. 第77回冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（栃木県）関係について

- (1) デモンストラティオンスポーツ実施競技の追加について…………… 資料No.6-1

- 提案の通り承認された。

7. 第77回冬季大会スキー競技会（秋田県）関係について

- (1) テーマ・スローガンについて…………… 資料No.6-1

- 提案の通り承認された。

8. 第77回本大会（栃木県）関係について

- (1) 競技会会期の変更について…………… 資料No.8-1

- 提案の通り承認された。

【主な変更点】

ゴルフ競技の競技会会期について、令和4年10月6日（木）から7日（金）の2日間の予定としているが、競技前日の公式練習に対し、選手の参加が義務付けられており、また、競技役員も競技日同様に

配置され、公式ラウンドとして実施することから、会場地である那須塩原市と当該競技団体が協議し結果、先催県における競技運営の実績も参照し、競技運営を円滑に行うためにも、10月5日（水）を競技会会期として追加する。

(2) デモンストレーションスポーツの競技名及び競技会場の変更について…………… 資料No8-2

- 上三川町で実施する「スポンジ・フェンシング」の普及活動を進める中で、競技の名称が「スマートフェンシング」として定着してきたことから、「スマートフェンシング競技」へと名称を変更。
- 那須塩原市の「にしなすの運動公園内特設コース」で実施するキッズトライアスロン競技を、競技に要するエリアを広く確保することができ、運営をより安全で円滑に行うことができる「那珂川河畔公園周辺特設コース」へと変更

9. 「日本スポーツ協会スポーツ推進方策 2018」の検証・評価について

- 本年はコロナ禍による鹿児島国体の延期開催対応のため、主な取組が進んでいないことから、令和 2 年上期（4～9 月）の進捗評価及び達成度評価について、9 月末時点の取りまとめを大野委員長に一任することが承認された。
- 提案のとおり承認された。

10. 開催地の決定及び内定について

- 提案のとおり承認された。

<提案事項>

- ① 本来であれば、今年 7 月の当協会理事会で開催地の決定及び内定をする予定であった、第 78 回国民スポーツ大会および第 80 回国民スポーツ大会について、開催年が仮に 1 年遅れた場合、今年はそれぞれ開催 4 年前、6 年前となるが、開催基準要項第 15 項には、3 年前の決定、5 年前の内定について、「原則として」と記載されおり、今回は特例的な対応として、両県の決定及び内定手続を行うこと。
- ② 鹿児島国体の開催時期によっては、既に決定済みの開催地の再決定及び再内定を行う必要が生じる場合もあるが、これらの開催地の決定及び内定手続について、大野委員長に一任すること。